

景品表示法に基づく措置命令に関するお知らせ

弊社は景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令（令和7年3月14日付）に従い一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

弊社は「さよならダニー」（本件商品①）、「さよならダニーデラックス」（本件商品②）、「さよならダニアレル物質分解ミスト」（本件商品③）、「さよならダニースプレーワンプッシュ式」（本件商品④）、「さよならハクション」（本件商品⑤）の5商品を一般消費者に販売するに当たり、「楽天市場」と称するウェブサイト開設した「FUNS MARKET」と称する自社ウェブサイト等において、

（1）例えば、本件商品①について、令和6年6月25日から同年7月3日までの間、「1シートあたりのダニの捕獲力26万匹」等と表示することにより、あたかも、寝具、クローゼット、ソファ等に本件商品①を設置するだけで、本件商品①に含まれる誘引剤が寝具等に生息しているダニを誘引することにより、約2か月間で本件商品①のシート1枚当たり26万匹捕獲される効果が得られるかのように、

（2）本件商品③について、令和6年6月25日から同年9月2日までの間、例えば、「ダニアレルゲンを90%以上分解して不活化！」等と表示することにより、あたかも、本件商品③をソファ、じゅうたん、寝具等に噴霧するだけで、本件商品③に含まれる光触媒の作用により、ダニアレルゲンを90%以上分解して不活化する効果、花粉、ウイルス、菌、悪臭成分などを分解する効果並びにアレル物質、花粉及びウイルスを水及び二酸化炭素に分解して無害化する効果が得られるかのように、

（3）本件商品④について、令和6年6月25日から同年9月6日までの間、例えば、「ダニが嫌がる“安全性の高いダニよけ成分”が煙のように広がり、生きたダニを忌避＋よりつきにくくします。」等と表示することにより、あたかも、本件商品④を寝具、ソファ、カーペット等に噴霧するだけで、本件商品④に含まれる成分の作用により、寝具等にダニを1か月間寄せ付けない効果が得られるかのように、

（4）本件商品⑤について、例えば、令和6年6月25日から同年7月22日までの間、「ハウスダスト低減率98.9%」等と表示することにより、あたかも、寝具、カーペット、衣類等に本件商品⑤を噴霧するだけで、本件商品⑤に含まれる成分の作用により、1か月間空気中のアレルゲンを分解及び無害化することでハウスダストを98.9%低減させ抑制する効果、ダニを寄せ付けず、ダニの増殖を防ぐことにより、ダニアレルゲンを97%低減させる効果並びに除菌・消臭効果が得られるかのように示す表示をしておりました。

これらの表示は、本件商品①～⑤の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

対象商品をご利用いただいているお客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけする事になりましたことを、心よりお詫び申し上げます。

弊社は今回の措置命令を真摯に受け止め、全ての表示について法令等を順守するよう再徹底するとともに、再発防止に努めてまいります。

令和7年5月14日

【本件に関するお問い合わせ】

お客様相談室：0120-304-456（フリーダイヤル）

受付時間：10：00～17：00／土・日・祝・弊社休業日を除く

株式会社スマイルコミュニケーションズ